

議案第17号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号について、ご説明いたします。当議案は、教育長の給与等にかかるものでございます。

今回の改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。次に、2の改定の趣旨については、令和6年の人事院勧告に準拠し、特別職及び議員の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。3の内容についてであります。特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和6年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.10月引き上げ1.75月とし、令和7年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.075月分引き上げ、それぞれの支給月数を1.725月とする

ものであります。

4 ページ目をお願いいたします。4 の影響額については、記載のとおり、教育長が9万5千円余りの増額となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。